婚　姻　届

平成21年1月28日 届出

東京都千代田区　長　殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 長印
送付 平成 年 月 日 第 号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	(よみかた) 氏名	みんじ　じろう 民事　次郎	こせき　えいこ 戸籍　英子
	生年月日	昭和51年2月2日	昭和52年1月10日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号	東京都杉並区高円寺北 1丁目1番地　号
	世帯主の氏名	民事一郎	戸籍弘
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都千代田区丸の内 1丁目1番地	東京都千代田区平河町 1丁目1番地
	筆頭者の氏名	民事一郎	戸籍弘
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 民事一郎　続き柄	父 戸籍弘　続き柄
		母 和子　長男	母 恵　長女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 東京都千代田区丸の内1丁目1番地	
(5)	同居を始めたとき	平成21年1月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫☑ 妻☑ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫 民事次郎 印	妻 戸籍英子 印
	事件簿番号		住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいて下さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人		
署名押印	甲山孝助 印	乙川竹子 印
生年月日	昭和10年6月10日	昭和12年8月30日
住所	東京都中野区野方 1丁目1番地1号	東京都世田谷区若林 1丁目1番地1号
本籍	東京都杉並区清水町 1丁目1番地	東京都千代田区永田町 1丁目1番地

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

→□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎ 署名は必らず本人が自署して下さい
◎ 印は各自別々の印を押して下さい
◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先	
電話(　　)	番
自宅・勤務先・呼出	方